

## 司法試験委員会会議（第122回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

平成28年3月29日（火）10:30～12:00

### 2 場所

法務省司法試験考査委員室

### 3 出席者

- 司法試験委員会  
（委員長）山口 厚  
（委員）秋葉康弘，稲川龍也，古口 章，大沢陽一郎，羽間京子，長谷部由起子（敬称略）
- 司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム座長  
（司法試験委員会幹事）橋本副孝（敬称略）
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）  
伊藤栄二人事課長，是木 誠試験管理官，森山智文人事課付

### 4 議題

- (1) 平成27年司法試験出題内容漏えい問題について（報告）
- (2) 平成28年司法試験及び司法試験予備試験短答式試験における受験特別措置について（協議）
- (3) 採点に関わる司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員として遵守すべき事項について（協議）
- (4) 平成28年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（報告・協議）
- (5) 平成28年司法試験予備試験の実施について（協議）
- (6) 平成28年司法試験予備試験の試験場について（協議）
- (7) 司法試験受験特別措置検討会委員の委嘱について（協議）
- (8) その他
- (9) 次回開催日程等について（説明）

### 5 資料

- 資料1 司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム「これまでの調査及び検討の状況について」
- 資料2 採点に関わる司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員として遵守すべき事項について
- 資料3 平成28年司法試験予備試験の試験場（官報掲載案）
- 資料4 平成28年2月12日付け学校法人明治大学の「本学法科大学院元教授による司法試験問題の漏えいに関する調査結果及び再発防止策等について」
- 資料5 平成28年3月11日付け日本弁護士連合会の「法曹養成制度改革の確実な実現のために力を合わせて取り組む決議」

## 6 議事等

### (1) 平成27年司法試験出題内容漏えい問題について（報告）

#### ○ 平成27年司法試験出題内容漏えい問題に関するこれまでの調査及び検討の状況についての報告

（◎委員長，□委員，◇司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム座長）

◇ ワーキングチームは，本件漏えい事案が発生したことを受け，昨年9月に原因究明及び再発防止策の調査・検討を開始し，昨年10月21日，司法試験委員会に対し，平成28年司法試験考査委員の体制に関する提言を行い，昨年11月16日，平成28年司法試験に向けて司法試験考査委員の遵守事項等に関する提言を行った。

ワーキングチームは，その後も議論を継続し，これまでに合計23回の会合を重ねて調査・検討を進めてきたが，青柳前委員に対する国家公務員法違反被告事件の判決が確定したことなどの諸状況を踏まえ，この段階において，司法試験委員会に対して調査結果に関する報告をすることにした（資料1）。なお，ワーキングチームが検討対象とした事項は，必ずしも資料1の報告で触れている事項だけではなく，司法試験の実施運営全般に関する様々な問題点について議論を行っており，今後も様々な点について議論を続けていく予定である。

最初に，これまでの調査によって明らかになっている事実関係について報告する。

まず，刑事裁判の対象となった女性受験者に対する漏えい事案についてである。資料1の2ページ以降を御覧いただきたい。これまでの調査により，青柳前委員については，平成25年夏頃に明治大学法科大学院の教え子であったAと交際を開始し，Aが法科大学院を修了した後も交際を続けていたこと，平成27年2月上旬から同年5月上旬までの間，数回にわたり，Aに平成27年司法試験短答式試験の問題を示し，問題を解かせた上，正誤を伝えるなどの方法で短答式試験の問題及び解答を教えたこと，同年3月上旬から同月下旬までの間，数回にわたり，Aに同じく論文式試験の問題を示し，答案を作成させた上，添削を繰り返して論述すべき内容を詳細に指導したことなどを確認した。ワーキングチームは，これら一連の行為につき，司法試験の公正性・公平性を根底から損なうものであって，絶対に許されないものと考えている。

これに関連し，本件漏えい事案と同種の漏えいの有無についてもワーキングチームにおいて検討した。その結果については資料1の3ページ以降に記載をしているが，結論を申し上げれば，かかる調査には一定の限界があるとの前提であるものの，本件漏えい事案と同種の漏えいをうかがわせる事実は認められなかった。

もっとも，調査の結果，青柳前委員については，Aに対する漏えい以外にも，考査委員として不適切と考えられる行為が確認されている。例えば，資料1の4ページ末尾から5ページにかけて記載しているが，青柳前委員は，平成27年司法試験短答式試験の実施の2日前である平成27年5月15日，明治大学法科大学院の1年生，すなわち未修者を対象とした授業の中で，「この収用というのは今年の司法試験の短答で出していて，私のテキストにもちゃんと書いてある。」と発言していたことが確認できた。この発言は，短答式試験の実施前に，実際に出題された論点について言及するものであった。調査の結果，この発言に関しては，発言の状況等に照らし，受講者の司法試験や予備試験における便宜を図る目的で行われた発言とまで認めることは困

難と判断したが、ワーキングチームとしては、仮にそのような目的に基づくものでなかったとしても、試験実施時期に留意することなく試験実施前に実際の出題論点について言及するなどということは決して許されないものと考えている。詳細については資料1に記載しているが、青柳前委員の姿勢については、この点も含め、公正性・公平性につき高い意識が要求される考査委員として緊張感に欠けたところがあったものと考えている。

以上を踏まえ、資料1の8ページ以降に、現段階において特に指摘すべき問題点として4点を記載している。まず第1に本件漏えい事案の直接的な原因及びこれに関連する事項について申し上げる。本件漏えい事案の直接的原因は、司法試験受験者と考査委員の交際という極めて不適切な関係であり、その意味において、特殊な事例という側面はあるが、青柳前委員が担当する講座をAが受講したことを契機として交際関係が生じていることなどにも見られるとおり、ワーキングチームとしては、考査委員が教え子である司法試験受験予定者を指導し、日常的に近い立場で接することに漏えいの危険が内在していることは否定し難いものと考えている。また、青柳前委員の授業における発言は、自らの指導が司法試験の合格に有利と誇示する姿勢を常態的に有していたことを示すものと受け止められても仕方のない不適切なものであるが、ワーキングチームとしては、この問題も、考査委員である法科大学院教員とその授業を受ける学生という関係があったことに伴って生じたものと言うことができると考えている。そして、これまで、多くの考査委員において、司法試験の公正性・公平性に疑いを抱かせないよう特に留意してきたことはワーキングチームとしても十分認識しているが、平成19年に考査委員による不適切指導事案が生じ、一定の対策が講じられたにも関わらず本件漏えい事案が発生してしまったという経緯に照らすと、考査委員の自覚・自律に委ねることのみでは、同種事案再発に対する懸念を払拭することは困難と考えている。

第2として、資料1の9ページ末尾から10ページに記載されている考査委員の遵守事項に関する事項について申し上げる。青柳前委員は大学構内で遵守事項に違反する行為を繰り返していたが、司法試験委員会はその事実を把握することができなかったものである。このような事実からすると、これまでの遵守事項の運用は実効性に欠けるところがあったものと言わざるを得ないと考えている。

第3として、資料1の10ページ中段以降になるが、長期にわたる考査委員就任に関する事項について申し上げる。青柳前委員は、新司法試験開始後、10年にわたり考査委員に就任していた。もちろん、長期にわたって考査委員に就任すれば直ちに漏えいにつながるものではないであろうが、人によっては、当初の緊張感が薄れ、油断や慢心が生じることはあり得るし、青柳前委員の行為についても、そのような影響を否定し難いものである。したがって、ワーキングチームとしては、より早期に青柳前委員の交替を検討すべきであったのであり、事務を担当する法務省大臣官房人事課を含む司法試験委員会として、反省すべきところがあったのではないかと考えている。

最後に、第4として、資料1の11ページ以降になるが、考査委員の選任に関する事項について申し上げる。司法試験委員会は、青柳前委員に教え子であるAと交際するなど不適切な行動があったにも関わらず、それを把握していなかったからとはいえ、繰り返し考査委員として推薦してきたものである。このような事実からすると、ワーキングチームとしては、考査委員の適性に関するこれまでの情報の把握の在り方につ

いても、一定の問題があったと言わざるを得ないものと考えている。

ワーキングチームとしては、今回の漏えい事案の背景にある問題点はこれら4点のみと考えるものではないものの、今後具体的な再発防止策を検討していくに際し、現段階において、これまでの調査及び検討の状況を明らかにし、関係者の幅広い意見を求めることができるようにする必要があったことから、本日、司法試験委員会に対してこのような報告を行うこととしたものである。

- ◎ ワーキングチームの報告について、特に御指摘いただくべき事項があれば発言いただきたい。
- 報告にもあったとおり、今後同種の漏えい事案が再発することを防ぐためには、考査委員の自覚や自律のみに委ねるのでは足りない。司法試験委員会としても反省すべきは反省し、考査委員体制の点のみならず、様々な点につき、制度的な担保の在り方を検討していくことが必要である。司法試験委員会として検討する際には、今後のワーキングチームの議論も大いに参考にさせていただきたい。
- 長期にわたる考査委員就任に関する点など、指摘はもっともと考える。その本質的な原因に関しても十分な検討が必要である。
- 再発防止策を検討する際には、ただ厳しいものであれば良いというものではなく、実現性とのバランスを考慮し、真に実効性がある再発防止策を構築していく必要がある。また、平成28年司法試験の実施結果も踏まえつつ、平成29年司法試験に影響しないよう適切なスケジュールで検討していく必要がある。ワーキングチームにも、その点への配慮を求めたい。
- 検討については、スピード感も十分意識して進めていくことが必要である。刑事事件との関係などやむを得ない面もあるが、外から見ると少し時間がかかっているとの印象もある。また、考査委員の不適切行為に関する情報を把握することは必要であり、法科大学院との十分な情報共有が今後の課題となる。
- 先ほどの発言にもあったが、司法試験委員会としても反省すべき点は反省し、十分な議論をした上で再発防止策を設ける必要がある。特に考査委員の選任の在り方については重要であり、早い段階から議論していく必要がある。ワーキングチームの議論の状況については適宜報告を受け、当委員会でも議論を続けていきたい。
- ◎ ワーキングチームのこれまでの検討に感謝する。司法試験委員会としても、ワーキングチームの指摘を十分に踏まえ、今後、同種事案が二度と起きないような仕組みについて検討していく必要がある。今後もワーキングチームにおいて検討を続け、適切なタイミングで報告いただきたい。

(2) 平成28年司法試験及び司法試験予備試験短答式試験における受験特別措置について（協議）

- 事務局から、平成28年司法試験及び司法試験予備試験短答式試験の受験特別措置の申出について説明があり、協議の結果、視覚障害又は肢体障害等のある各試験の受験者に対し、試験時間の延長、文字式解答等の措置を講じることが決定された。

(3) 採点に関わる司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員として遵守すべき事項について（協議）

- 平成27年11月18日に決定された「問題作成に関わる司法試験考査委員・司法

試験予備試験審査委員として遵守すべき事項について」を踏まえ、司法試験及び司法試験予備試験実施後に任命される、採点段階から関与する審査委員の遵守事項について、協議の結果、資料2のとおり、「採点に関わる司法試験審査委員・司法試験予備試験審査委員として遵守すべき事項について」が決定された。

(4) 平成28年司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員の推薦について（報告・協議）

- 委員長から、平成28年司法試験予備試験審査委員として別紙1記載の者を法務大臣に推薦することについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成28年2月22日付けで委員会の議決とされたことが報告された。

これに関し、事務局から、司法試験予備試験審査委員に推薦された者が平成28年3月4日付けで法務大臣から審査委員に任命されたことが報告された。

- 委員長から、平成28年司法試験予備試験審査委員として別紙2記載の者を法務大臣に推薦することについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成28年3月4日付けで委員会の議決とされたことが報告された。

これに関し、事務局から、司法試験予備試験審査委員に推薦された者が平成28年3月16日付けで法務大臣から審査委員に任命されたことが報告された。

- 委員長から、平成28年司法試験予備試験審査委員として別紙3記載の者を法務大臣に推薦することについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成28年3月16日付けで委員会の議決とされたことが報告された。

これに関し、事務局から、司法試験予備試験審査委員に推薦された者が平成28年3月30日付けで法務大臣から審査委員に任命される予定であることが報告された。

- また、採点に従事する審査委員の任命時期に関する方針について協議され、採点のために追加して任命する審査委員については、短答式試験実施後速やかに任命することが了承された。

(5) 平成28年司法試験予備試験の実施について（協議）

- 平成28年司法試験予備試験用法文に登載する法令について協議がなされた。

(6) 平成28年司法試験予備試験の試験場について（協議）

- 事務局から、平成28年司法試験予備試験の試験場の選定について報告がなされた。
- 司法試験法第7条に基づく平成28年司法試験予備試験の場所の公告は、資料3のとおりとすることが了承された。

(7) 司法試験受験特別措置検討会委員の委嘱について（協議）

- 平成28年司法試験受験特別措置検討会委員について、4名に委嘱することが決定された。

(8) その他

- 事務局から、学校法人明治大学における司法試験問題の漏えいに関する調査結果及び再発防止等について、資料4に基づき報告がなされた。
- 事務局から、日本弁護士連合会における法曹養成制度改革に関する決議について、資料5に基づき報告がなされた。

(9) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、平成28年6月1日（水）に開催することが確認された。  
(以上)

平成 28 年司法試験予備試験考査委員推薦者

安部 祐志	民法	弁護士（第一東京弁護士会）
片山 典之	商法	弁護士（東京弁護士会）
横田 昌紀	法律実務基礎（民事）	司法研修所教官
長谷部 修	法律実務基礎（刑事）	弁護士（東京弁護士会）
森 喜史	法律実務基礎（刑事）	司法研修所教官

平成 28 年司法試験予備試験考查委員推薦者

野 村 豊 弘	民	法	元学習院大学法学部教授 弁護士（第一東京弁護士会）
石 川 博 康	民	法	東京大学社会科学研究所教授
濱 田 道 代	商	法	名古屋大学名誉教授
船 津 浩 司	商	法	同志社大学法学部准教授
高 橋 陽 一	商	法	京都大学大学院法学研究科准教授
工 藤 敏 隆	民 事 訴 訟	法	慶應義塾大学法学部准教授



平成 28 年司法試験予備試験考査委員推薦者

町 田 健 一	民 事 訴 訟 法	弁 護 士 ( 東 京 弁 護 士 会 )
永 野 剛 志	法 律 実 務 基 礎 ( 民 事 )	弁 護 士 ( 第 二 東 京 弁 護 士 会 )
菅 野 智 巳	法 律 実 務 基 礎 ( 民 事 )	弁 護 士 ( 第 一 東 京 弁 護 士 会 )
石 山 宏 樹	法 律 実 務 基 礎 ( 刑 事 )	東 京 地 方 検 察 庁 立 川 支 部 検 事